

新	旧
<p style="text-align: center;">秋田県優良工事表彰要綱の運用事項</p> <p>(表彰の対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> 要綱第2条関係 表彰の対象は県内企業が施工した工事とし、共同企業体による県外企業との工事は、対象としない。 <p>(表彰の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> 要綱第4条関係 被表彰者が共同企業体であって、構成員において第4条のいずれかを満足しない企業があった場合は、代表者、その他の構成員にかかわらず、その企業体は対象としない。 要綱第4条(1)～(2)関係 当該工事の評定点が85点以上とする。 同(3)関係 <ul style="list-style-type: none"> 次のすべてを満足すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①当該工事において、4日以上の休業事故がないこと。 ②当該企業が秋田県発注工事及び業務において、労働災害に係る文書指導(所轄労働基準監督署からの指導票、是正勧告書、使用停止命令書等)を、表彰年度の直前1ヶ月年度及び表彰式開催日までに受けていないこと。 同(3)関係1②における「当該企業」は、当該工事の元請企業とする。 同(4)関係 <ul style="list-style-type: none"> 1 当該企業における前年度の工事成績評定点の平均点が、前年度の県全体の平均点又は県全体の格付別平均点のいずれか高い方の点数に満たない場合、対象としない。 2 前年度の評定において、文書指導を受けた者は、対象としない。 3 第1項における「当該企業」は、当該工事の元請企業とする。 同(5)関係 <ul style="list-style-type: none"> 1 前々年度の表彰式翌日から当該年度における表彰式開催日までの間に、3か月以上の指名停止を受けた者は対象としない。 2 前年度の表彰式翌日から当該年度における表彰式開催日までの間に、3か月未満の指名停止、指名差し控え、建設業法に基づく監督処分(一部廃業に伴う許可取消しを除く)を受けた者は対象としない。 <p>(推薦)</p> <ul style="list-style-type: none"> 要綱第5条関係 <ul style="list-style-type: none"> 1 表彰することが相当と認める工事のうち、地域振興局に所属する職員が監督した工事については各地域振興局が管内分をとりまとめの上、選考委員長へ推薦するものとし、本庁等の工事については本庁でとりまとめの上、選考委員長へ推薦するものとする。ただし、港湾事務所、空港管理事務所は、各地域振興局に含むものとする。 2 上記1に加え、一般土木・舗装以外の工種について、受賞機会の拡大を図るため、工種毎に推薦枠(以下「専門工種枠」という。)を設け、本庁でとりまとめの上、選考委員長へ推薦することができるものとする。 なお、この場合であっても、要綱第4条及び運用事項に規定する表彰基準に基づき推薦する。 	<p style="text-align: center;">秋田県優良工事表彰要綱の運用事項</p> <p>(表彰の対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> 要綱第2条関係 表彰の対象は県内企業が施工した工事とし、共同企業体による県外企業との工事は、対象としない。 <p>(表彰の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> 要綱第4条関係 被表彰者が共同企業体であって、構成員において第4条のいずれかを満足しない企業があった場合は、代表者、その他の構成員にかかわらず、その企業体は対象としない。 要綱第4条(1)～(2)関係 当該工事の評定点が85点以上とする。 同(3)関係 <ul style="list-style-type: none"> 次のすべてを満足すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①当該工事において、4日以上の休業事故がないこと。 ②当該企業が秋田県発注工事及び業務において、労働災害に係る文書指導(所轄労働基準監督署からの指導票、是正勧告書、使用停止命令書等)を、表彰年度の直前1ヶ月年度及び表彰式開催日までに受けていないこと。 同(3)関係1②における「当該企業」は、当該工事の元請企業とする。 同(4)関係 <ul style="list-style-type: none"> 1 当該企業における前年度の工事成績評定点の平均点が、前年度の県全体の平均点又は県全体の格付別平均点のいずれか高い方の点数に満たない場合、対象としない。 2 前年度の評定において、文書指導を受けた者は、対象としない。 3 第1項における「当該企業」は、当該工事の元請企業とする。 同(5)関係 <ul style="list-style-type: none"> 1 前々年度の表彰式翌日から当該年度における表彰式開催日までの間に、3か月以上の指名停止を受けた者は対象としない。 2 前年度の表彰式翌日から当該年度における表彰式開催日までの間に、3か月未満の指名停止、指名差し控え、建設業法に基づく監督処分(一部廃業に伴う許可取消しを除く)を受けた者は対象としない。 <p>(推薦)</p> <ul style="list-style-type: none"> 要綱第5条関係 <ul style="list-style-type: none"> 1 表彰することが相当と認める工事のうち、地域振興局に所属する職員が監督した工事については各地域振興局が管内分をとりまとめの上、選考委員長へ推薦するものとし、本庁等の工事については本庁でとりまとめの上、選考委員長へ推薦するものとする。ただし、港湾事務所、空港管理事務所は、各地域振興局に含むものとする。 2 上記1に加え、一般土木 <u> </u> 以外の工種について、受賞機会の拡大を図るため、工種毎に推薦枠(以下「専門工種枠」という。)を設け、本庁でとりまとめの上、選考委員長へ推薦することができるものとする。 なお、この場合であっても、要綱第4条及び運用事項に規定する表彰基準に基づき推薦する。

- 3 各所属長は、表彰すべき工事を選考するため、各地域振興局に推薦委員会を設置し、その構成員は、別表1のとおりとする。
なお、本庁においては、本庁推薦委員会を設置し、その構成員は、別表2のとおりとする。
- 4 推薦委員会は、原則現地調査を行ったうえで、選考委員長に推薦するものとする。
なお、現地調査が困難な場合は、机上による調査に代えることができるものとする。
- 5 推薦にあたっては、次の点に留意するものとする。
 - ①複数年に渡り実施される継続工事における同一工種の推薦は、原則1回限りとする。
ただし、被表彰者が異なる場合はこの限りでない。
 - ②推薦者は、成績評定点のほか、自然的条件、社会的条件、その他の事項について総合的に勘案して、その推薦理由を推薦書に明記し推薦するものとする。
 - ③推薦については、推薦枠を設けるものとし、県全体の工事成績評定対象件数の2%を上限とする。本庁・各管内の評定対象件数及び表彰の基準を満たす工事件数に基づき、本庁・各管内に推薦枠を配分する。
 - ④推薦者は、推薦候補者から②の事項について、説明を求めたうえで、推薦するものとする。
- 6 同一企業の重複推薦については、調整のうえ1件についてのみ推薦の対象とする。
ただし、共同企業体構成企業との重複は認める。

(選考委員会)

・要綱第6条関係

- 1 選考委員会は委員長が招集し、委員長は委員会を代表して委員会の議事を主宰する。
- 2 選考委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(表彰)

・要綱第7条関係

- 1 特別表彰は、単独企業として優良工事表彰の5回目、10回目又は15回目の受賞者に対し表彰するものとする。
- 2 地域振興局長表彰は、別に「秋田県優良工事地域振興局長表彰要領」を定める。
- 3 監理技術者等とは、その当該工事を総合的に施工管理を努めた者とし、現場代理人、主任技術者及び監理技術者をいう。なお、複数配置している場合は当該企業が選出した代表1名を表彰するものとする。
- 4 当該工事において表彰後、不相当と認められる行為等が判明した場合には、これを取り消すことができるものとする。なお、期間は表彰式翌日から翌々年度の末日までとする。
- 5 推薦委員会終了後、表彰式開催日までに表彰の基準から逸脱するなどの理由により、表彰候補者数が受賞件数に満たない場合であっても、充足は行わないこととする。

(事務局)

・要綱第8条関係

当該表彰の事務局は、技術管理課とする。

- 3 各所属長は、表彰すべき工事を選考するため、各地域振興局に推薦委員会を設置し、その構成員は、別表1のとおりとする。
なお、本庁においては、本庁推薦委員会を設置し、その構成員は、別表2のとおりとする。
- 4 推薦委員会は、原則現地調査を行ったうえで、選考委員長に推薦するものとする。
なお、現地調査が困難な場合は、机上による調査に代えることができるものとする。
- 5 推薦にあたっては、次の点に留意するものとする。
 - ①複数年に渡り実施される継続工事における同一工種の推薦は、原則1回限りとする。
ただし、被表彰者が異なる場合はこの限りでない。
 - ②推薦者は、成績評定点のほか、自然的条件、社会的条件、その他の事項について総合的に勘案して、その推薦理由を推薦書に明記し推薦するものとする。
 - ③推薦については、推薦枠を設けるものとし、県全体の工事成績評定対象件数の2%を上限とする。本庁・各管内の評定対象件数及び表彰の基準を満たす工事件数に基づき、本庁・各管内に推薦枠を配分する。
 - ④推薦者は、推薦候補者から②の事項について、説明を求めたうえで、推薦するものとする。
- 6 同一企業の重複推薦については、調整のうえ1件についてのみ推薦の対象とする。
ただし、共同企業体構成企業との重複は認める。

(選考委員会)

・要綱第6条関係

- 1 選考委員会は委員長が招集し、委員長は委員会を代表して委員会の議事を主宰する。
- 2 選考委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(表彰)

・要綱第7条関係

- 1 特別表彰は、単独企業として優良工事表彰の5回目、10回目又は15回目の受賞者に対し表彰するものとする。
- 2 地域振興局長表彰は、別に「秋田県優良工事地域振興局長表彰要領」を定める。
- 3 監理技術者等とは、その当該工事を総合的に施工管理を努めたものとし、現場代理人、主任技術者及び監理技術者をいう。なお、複数配置している場合は当該企業が選出した代表1名を表彰するものとする。
- 4 当該工事において表彰後、不相当と認められる行為等が判明した場合には、これを取り消すことができるものとする。なお、期間は表彰式翌日から翌々年度の末日までとする。
- 5 推薦委員会終了後、表彰式開催日までに表彰の基準から逸脱するなどの理由により、表彰候補者数が受賞件数に満たない場合であっても、充足は行わないこととする。

(事務局)

・要綱第8条関係

当該表彰の事務局は、技術管理課とする。

附則

- この運用事項は、平成22年4月28日から施行する。
- 「平成21年度以降秋田県優良工事表彰運用事項」(建管-654平成21年6月1日)は廃止する。

附則

この運用事項は、平成23年4月25日から施行する。
 平成24年4月1日一部改正
 平成25年4月25日一部改正
 平成26年4月1日一部改正
 平成27年4月1日一部改正
 平成28年2月9日一部改正
 平成28年6月1日一部改正
 平成29年3月9日一部改正
 平成30年3月16日一部改正
 令和2年7月1日一部改正
 令和3年5月28日一部改正
令和4年6月3日一部改正

別表1

秋田県優良工事表彰推薦委員会の組織

委員長	・各地域振興局長
委員	・総務企画部長 ・農林部長 ・建設部長 ・関係所長及び委員長が指名したもの
事務局	・建設部

別表2

秋田県優良工事表彰本庁推薦委員会の組織

委員長	・技術管理課長
委員	・建設政策課長 ・営繕課長 ・教育庁施設整備室長 ・関係所属長及び委員長が指名したもの
事務局	・技術管理課

附則

- この運用事項は、平成22年4月28日から施行する。
- 「平成21年度以降秋田県優良工事表彰運用事項」(建管-654平成21年6月1日)は廃止する。

附則

この運用事項は、平成23年4月25日から施行する。
 平成24年4月1日一部改正
 平成25年4月25日一部改正
 平成26年4月1日一部改正
 平成27年4月1日一部改正
 平成28年2月9日一部改正
 平成28年6月1日一部改正
 平成29年3月9日一部改正
 平成30年3月16日一部改正
 令和2年7月1日一部改正
 令和3年5月28日一部改正

別表1

秋田県優良工事表彰推薦委員会の組織

委員長	・各地域振興局長
委員	・総務企画部長 ・農林部長 ・建設部長 ・関係所長及び委員長が指名したもの
事務局	・建設部

別表2

秋田県優良工事表彰本庁推薦委員会の組織

委員長	・技術管理課長
委員	・建設政策課長 ・営繕課長 ・教育庁施設整備室長 ・関係所属長及び委員長が指名したもの
事務局	・技術管理課